

「市長への手紙」HP掲載データ（令和4年11月分）

見出し	0411-17 被害を受けたときの救済
ご意見	被害を受けた時の救済は公費か
回答	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、生活の再建を支援するため支援金を支給する制度があります。
担当課	社会福祉課 電話：0194-52-2119